

各位

むつ市財務部管財・施設経営課

## 単品スライド条項の運用基準の改正について

むつ市では、工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）について、平成20年9月30日から運用基準を定め実施しておりますが、昨今の資材価格の急激な高騰に対応するため、国土交通省で定める「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）」が改定されたことを踏まえ、本市運用基準についても下記のとおり見直しを行います。

## 1 改正内容

	現行の運用	新たな運用
1	工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」と「購入した月の物価資料の単価」を比較して安い方の単価を用いてスライド額を算定する。	購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、 <b>実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として採用</b> のうえ、スライド額を算定する。
2	単品スライド条項に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。	年度毎に完済部分検査（指定部分完了検査）を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、 <b>各年度末に単品スライド条項を適用</b> することを可能とする。
3	単品スライド条項の適用には、資材の実購入価格を証明する書類の提出を求める。	鋼橋上部工工事の資材購入については、購入価格等を漏洩しないことが取引時の契約で規定されている場合がある。そのため、実購入価格の証明が困難な場合は、購入時期を証明できれば、「購入した月の物価資料の単価」を用いて <b>単品スライド額を算出</b> することができる。

上記以外にも消費税率の記載方法の見直し、語句の修正、様式の整備を行います。

## 2 施行期日

令和4年12月23日以降の請求分から適用します。